

長期使用構造等確認料金早見表

◆ 新築：一戸建て住宅・併用住宅

(税込) 単位：円

申 請 種 別	確 認 料 金	
一 般	56,000	
設計住宅性能評価の申請と併せて行う場合	8,000	
変更確認 軽微変更該当証明	誤記補正等	11,000
	構造以外の項目	11,000 × 評価項目数
	構造項目	22,000

※変更関係の料金は各々の項目の合計とする。(但し、合計は長期使用構造等確認料金を上限とする)

※設計性能評価申請以外の他業務との併願申請料金設定はありません。

◆ 新築：共同住宅等（併用住宅を除く）

(税込) 単位：円

戸 数	一 般	設計住宅性能評価の申請と併せて行う場合
9 戸以下	110,000+10,000M	8,000×M
10 戸～19 戸	165,000+10,000M	
20 戸～29 戸	176,000+10,000M	
30 戸～39 戸	187,000+10,000M	
40 戸～49 戸	253,000+10,000M	
50 戸以上	別途見積り	

※設計性能評価申請以外の他業務との併願申請料金設定はありません。

◆ 既存（増改築共）：一戸建て住宅・共同住宅等

(税込) 単位：円

一 般
別途 見積り

1. 表中「M」は確認対象住戸の数を示します。
2. 一敷地に複数棟の場合、棟ごとの該当する料金の合計とします。
3. 表記以外の取り下げ再申請（再審査不要な場合）、共同住宅等の変更確認及び軽微変更該当証明、確認を行わず取り下げた場合又は当社の責により業務期日が遅延した場合等は見積とします。
4. 当社にて既に他業務で評価項目を審査済みの場合、当該他業務における長期使用構造等確認との併願申請料金を適用します。

5. 長期使用構造等確認の申請（変更確認、軽微変更該当証明を除く）を住宅性能評価の申請と併せて行う場合は表内の料金を住宅性能評価料に加算します。
6. 下表の住宅については規程第 35 条（4）（5）が適用できるものとする。

項目	業務量増加の内容	増額率
1	年間の申請件数が一戸建て住宅10棟以上又は共同住宅等10棟以上の申請が見込めず、評価業務の効率的な実施が難しい場合	評価料金の 5 割を加算
2	当社への建築確認の併願申請がなく、評価等業務規程第 14 条（3）による建築基準関係規程の適合確認について業務量の増加が生じる場合	
3	外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅	
4	S・RC 造部分を含む住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）	
5	階数 4 以上の住宅、1 住戸の床面積が 200 ㎡以上の住宅、又は併用住宅	
7	構造審査が必要な構造別棟が 2 棟以上ある場合	
8	紙面にて申請を行う場合	

7. 確認書・軽微変更該当証明書の再交付料金は 1 住戸あたり 11,000 円（税込）とする。